



検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
このたび、「保医発0708第1号」により、下記検査項目の一部変更が通知されました。
また、「保医発0531第3号」の別添1の一部訂正により、下記検査項目に検査実施料が
新設されましたのでご案内いたします。
お取り計らいの程、よろしく願い申し上げます。

敬具

記

- 適用日 2021年(令和 3年) 7月 8日から適用
- 保険収載内容の一部変更項目
 - ・ インターロイキン-6(IL-6) 170点

- 適用日 2021年(令和 3年) 6月 1日から適用
- 新規保険収載項目
 - ・ 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査 5,000点

※ 詳細につきましては、裏面をご参照下さい。

■ 詳細

適用日: 令和3年7月8日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
インターロイキン-6 (IL-6)	170点	生化Ⅱ 144点	「D008」 内分泌学的 検査の「31」	全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、ECLIA 法又はCLIA法により血清又は血漿中のインターロイキン-6(IL-6)を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

※下線部が変更されました。

適用日: 令和3年6月1日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
胆道癌における FGFR2 融合遺伝子検査	5,000点	遺伝子 100点	「D004-2(4)」 悪性腫瘍組織 検査の「1」の 「ロ」処理が複 雑なもの	「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。なお、その他の方法により悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査を行う場合は、令和4年3月31日までの間に限り、「1」の「イ」の「(2)」その他のものを算定できるものとする。 ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査 イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査 (リアルタイムPCR法) ウ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査 エ 胆道癌におけるFGFR2 融合遺伝子検査